

種類	【私立高等学校等に在籍する生徒への補助金・給付金】																																				
	給付金・返還を要しないもの（支給）																																				
	国の制度	県の制度	国の制度	県の制度（国補助）																																	
	(1) 私立高等学校等就学支援金	(2) 私立高等学校等授業料軽減補助金	(3) 中途退学者学び直し支援補助金	(4) 奨学給付金																																	
内容	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費負担を軽減するための補助金	授業料にかかる保護者の経済的負担の一部を軽減する補助金 * 学校法人等が行う制度を一定基準で県が補助	高等学校等を退学した方が再び私立高等学校等で学び直す場合に、家庭の授業料負担を軽減するための補助金	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金で年に1回支給します。																																	
対象	私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍 生徒及び保護者の住所を問わない	県内の私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍 保護者が県内に在住	私立高等学校等就学支援金と同じ 生徒及び保護者の住所を問わない	私立高等学校（専攻科含む）、私立中等教育学校後期課程（専攻科含む）、私立高等専門学校（1～3学年）、私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科）、私立専修学校一般課程・各種学校のうち国家資格者養成施設に在籍 保護者が県内に在住																																	
申請時期等	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	・県内私立学校に在学する場合 毎年、9月頃に各学校で申請受付 ・県外私立学校に在学する場合 毎年、9月頃に県へ直接申請が必要																																	
補助の方法と申請時期	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等	学校法人等が口座振込又は授業料請求を減額	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等	・県内私立学校に在学する場合 学校設置者経由で保護者等の口座に振込又は学校徴収金等に充当 ・県外私立学校に在学する場合 直接口座振込																																	
要件等	<p>&lt;支給額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯年収の目安</th> <th>通信制以外</th> </tr> <tr> <th>通信制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">約590万円未満</td> <td>396,000円</td> </tr> <tr> <td>297,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">約590万円以上～約910万円未満</td> <td>118,800円</td> </tr> <tr> <td>118,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位毎に授業料が決められている場合は、1単位あたりで支給されます（通算上限74単位・年間上限30単位）</p> <p>※世帯年収は目安であり、判定基準は次のとおりです。</p> <p>○判定基準 次の計算式（両親2人分の合計額）により判定。 ＜市町村民税の課税標準額 × 6% － 市町村民税の調整控除の額＞ ・算出額が154,500円未満の場合 支給額 396,000円（通信制 297,000円） ・算出額が154,500円以上304,200円未満の場合 支給額 118,800円</p>	世帯年収の目安	通信制以外	通信制	約590万円未満	396,000円	297,000円	約590万円以上～約910万円未満	118,800円	118,800円	<p>&lt;支給額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯年収の目安</th> <th>通信制以外</th> </tr> <tr> <th>通信制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">約590万円以上～約700万円未満</td> <td>118,800円</td> </tr> <tr> <td>59,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯年収は目安であり、令和2年度の判定基準は次のとおりです。</p> <p>○令和2年度の判定基準 次の計算式（両親2人分の合計額）により判定。 ＜市町村民税の課税標準額 × 6% － 市町村民税の調整控除の額＞ ・算出額が154,500円以上203,100円未満の場合 支給額 118,800円（通信制 59,400円）</p> <p>・家計急変の場合（年度途中の死亡、リ災、失業、倒産、破産、長期療養、減収） 年度の途中に家計急変により世帯年収見込が590万円未満相当となった世帯を対象として支援 支援額 7,425円～13,200円/月（※） ※家計急変前の世帯年収、校種により支給額が異なります。</p> <p>□補助金額は、いずれも上限です。 授業料の額を超えて補助することはありません。 □退学・休学期間等は、補助対象期間から除きます。</p>	世帯年収の目安	通信制以外	通信制	約590万円以上～約700万円未満	118,800円	59,400円	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①～④全て満たす方 ①高等学校等を卒業又は修了していない方 ②高等学校等に在学した期間が36月（通信制は48月）を超える方 ③高等学校等を中退したことのある方 ④学び直し支援金の受給期間が通算12月未満の方（通信は24月） ※その他、これまでの受講単位数等による制限があります。</p> <p>&lt;支給額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯年収の目安</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約590万円未満</td> <td>297,000円</td> </tr> <tr> <td>約590万円以上～約910万円未満</td> <td>118,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※判定基準は就学支援金と同じ</p> <p>&lt;支給期間&gt;</p> <p>・最大で12月（通信制は24月）</p>	世帯年収の目安	支援額	約590万円未満	297,000円	約590万円以上～約910万円未満	118,800円	<p>※支給要件は全て7月1日現在の状況により認定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給区分</th> <th>通信制・専攻科</th> </tr> <tr> <th>通信制・専攻科以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護受給世帯</td> <td>52,600円</td> </tr> <tr> <td>52,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯 第1子の高校生等がいる世帯</td> <td>50,100円</td> </tr> <tr> <td>129,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯</td> <td>50,100円</td> </tr> <tr> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・家計急変の場合（自己都合ではない失業や減収等による家計急変） 年度の途中に家計急変により世帯年収見込が非課税世帯に相当する金額（※2）となった世帯に上記金額を支給（※1）。 ※1 認定月により月割り計算となる場合があります。 ※2 家計急変後の世帯年収見込が一定額以下である必要があります。</p> <p>※ 県内私立高等学校に在学していても、保護者等が他都道府県に在住している場合は、保護者の住民票がある都道府県へ申請してください。 ※ 奨学給付金は、都道府県により支給額や支給方法が異なる場合があります。 詳細は、保護者の住民票がある都道府県の担当課へお問い合わせください。 ※ 県内私立高等学校とは県内に学校の本校がある場合のことをいい、例えば、県外に本校がある広域通信制高等学校のいわゆる「岐阜キャンパス」等は県外の学校扱いになりますのでご注意ください。</p>	支給区分	通信制・専攻科	通信制・専攻科以外	生活保護受給世帯	52,600円	52,600円	非課税世帯 第1子の高校生等がいる世帯	50,100円	129,600円	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	50,100円	150,000円
世帯年収の目安	通信制以外																																				
	通信制																																				
約590万円未満	396,000円																																				
	297,000円																																				
約590万円以上～約910万円未満	118,800円																																				
	118,800円																																				
世帯年収の目安	通信制以外																																				
	通信制																																				
約590万円以上～約700万円未満	118,800円																																				
	59,400円																																				
世帯年収の目安	支援額																																				
約590万円未満	297,000円																																				
約590万円以上～約910万円未満	118,800円																																				
支給区分	通信制・専攻科																																				
	通信制・専攻科以外																																				
生活保護受給世帯	52,600円																																				
	52,600円																																				
非課税世帯 第1子の高校生等がいる世帯	50,100円																																				
	129,600円																																				
15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	50,100円																																				
	150,000円																																				

種類	【私立小中学校に在籍する児童・生徒への補助金】	【私立高等学校等に在籍する生徒への奨学金】																																					
	返還を要しないもの（支給）	無利子貸付金・卒業後10年で返還するもの（貸与）																																					
	国の制度 小中学校等修学支援補助金	（ア） 子育て支援奨学金	（イ） 県選奨生奨学金	（ウ） 高等学校奨学金 （修学バックアップ貸付金）																																			
内容	全ての児童・生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費負担を軽減するための補助金	子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の方への貸付奨学金	学業成績が優秀でかつ心身が健全であって、経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金																																			
対象	私立小学校、私立中学校、私立義務教育学校、私立中等教育学校の前期課程、私立特別支援学校小学部及び中学部に在籍 児童・生徒及び保護者の住所を問わない	県内／県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍	県内／県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍	県内の私立高等学校に在籍 保護者県内在住、貸与・返還に関して学校長が人物推薦する人																																			
申請時期等	6月に各学校で申請受付	4月・10月に学校で申請受付 申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与	4月・10月に学校で申請受付 申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与	4月・10月に学校で申請受付 申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与																																			
貸与・補助の方法と申請時期	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等	県から本人名義の口座に振込み 1年目 4月申請 7月に6ヶ月、10月、1月に3ヶ月分 10月申請 1月に6ヶ月分 2年目以降 5月、7月、10月、1月に3ヶ月分	県から本人名義の口座に振込み 1年目 4月申請 7月に6ヶ月、10月、1月に3ヶ月分 10月申請 1月に6ヶ月分 2年目以降 5月、7月、10月、1月に3ヶ月分	県から本人名義の口座に振込み 1年目 4月申請 7月に6ヶ月、10月、1月に3ヶ月分 10月申請 1月に6ヶ月分 2年目以降 5月、7月、10月、1月に3ヶ月分																																			
要件等	<p>&lt; 支給要件 &gt;</p> <p>※①～④のすべてをみたます方</p> <p>①7月1日時点で、児童・生徒が私立の小中学校に在籍していること。</p> <p>②保護者等全員の年収合計額が400万円未満であること。</p> <p>③保護者等全員の保有資産額の合計が600万円以下であること。</p> <p>④文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただけること。</p> <p>※保護者等とは、親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のことを指します。</p> <p>&lt; 補助金額 &gt;</p> <p>年額100,000円を支援</p>	<p>成績要件： なし</p> <p>所得要件： なし</p> <p>貸与月額：</p> <table border="1"> <tr><td>自宅</td><td>30,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>自宅外等</td><td>35,000</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>40,000</td><td>円</td></tr> </table> <p>入学支度金：（1年生で希望する場合） 75,000 円</p>	自宅	30,000	円	自宅外等	35,000	円		40,000	円	<p>成績要件： あり （高校1年生） 中学3年時の成績が3.5以上 （高校2年生以上） 前学年の成績が3.0以上</p> <p>所得要件： なし</p> <p>貸与月額：</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">自宅</td><td>30,000</td><td>円</td><td rowspan="2">} 選択可</td></tr> <tr><td>47,000</td><td>円</td></tr> <tr><td rowspan="3">自宅外等</td><td>35,000</td><td>円</td><td rowspan="3">} 選択可</td></tr> <tr><td>40,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>52,000</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>57,000</td><td>円</td></tr> </table>	自宅	30,000	円	} 選択可	47,000	円	自宅外等	35,000	円	} 選択可	40,000	円	52,000	円		57,000	円	<p>成績要件： なし</p> <p>所得要件： あり 世帯全員の所得額が生活保護基準の1.5倍以下（4人家族で収入約300万円以下程度（目安））</p> <p>貸与月額：</p> <table border="1"> <tr><td>自宅</td><td>30,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>自宅外等</td><td>35,000</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>40,000</td><td>円</td></tr> </table>	自宅	30,000	円	自宅外等	35,000	円		40,000	円
自宅	30,000	円																																					
自宅外等	35,000	円																																					
	40,000	円																																					
自宅	30,000	円	} 選択可																																				
	47,000	円																																					
自宅外等	35,000	円	} 選択可																																				
	40,000	円																																					
	52,000	円																																					
	57,000	円																																					
自宅	30,000	円																																					
自宅外等	35,000	円																																					
	40,000	円																																					
<p>貸与・返還の流れ</p> <p>奨学生 ○7月、10月、1月の下旬に、口座振込。 県 ○来年度以降は、年4回（5.7.10.1月）口座振込。</p> <p>○卒業後10年間、年2回（6.12月）の計20回に分けて返還。 ○大学等に進学した場合、経済的に困難している場合は、その期間は返還を猶予できます。</p>																																							